

## 教員免許の申請について（Q&A）

Q1：取得している教員免許は失効していますか、それとも有効ですか。

A1：免許状をいつ取得したか、教員として勤務していたか等の事由によって失効か、有効かの判断が異なります。[教員免許更新制度の廃止について | 長崎県更新制廃止に伴う有効性確認フローチャート](#)により、ご自身の免許状の状態を確認してください。

Q2：HP 記載のフローチャートを確認すると、免許状が失効していました。その後の手続きについて教えてほしい。

A2：教員免許が失効している場合は、授与を受けた都道府県教育委員会に[再授与申請](#)をすることによって有効にすることが可能です。

なお、更新期限までに更新しなかった場合でも、状況によっては教員免許が失効していない場合があります。

長崎県教育委員会が授与した免許状をお持ちの方は、以下より再授与申請をしてください。

[（8）教育職員免許状の再授与について | 長崎県](#)

Q3：取得した教員免許に記載されている氏名・本籍地が婚姻等により変わっているが、何らかの手続きによって変更しなければなりませんか。

A3：教員免許に記載されている氏名・本籍地が現在と違う場合でも効力に影響はありません。

Q4：更新関係の証明書を紛失してしまいました。再発行はできますか。

A4：再発行はできません。お持ちの免許状の有効性を確認したい場合、又は採用先に提示したい場合には授与証明書の申請をしてください。

[（11）教育職員免許状の授与証明について | 長崎県](#)

**※長崎県で授与された免許状以外は取扱いできませんので、授与を受けた都道府県教育委員会にお問い合わせください。**

**Q5：長崎県内の大学で、教員免許の取得に必要な単位を修得し、長崎県内に住んでいます。その場合の個人申請は長崎県に行うのでしょうか。**

A5：お尋ねの状況の場合は、長崎県に個人申請をお願いします。

なお、長崎県に個人申請（授与・検定）をすることができる方は「[長崎県内にお住まいの方](#)」、「[長崎県内の学校に勤務されている方](#)」です。長崎県内の大学を卒業した場合でも、県外にお住まいの方、又は長崎県外の学校に勤務されている方はお住まいの都道府県教育委員会に申請していただくことになります。

※免許状に失効に伴う再授与申請、氏名・戸籍変更に伴う書換申請、免許状紛失等に伴う授与証明書申請は[授与された都道府県へ申請してください](#)。

**Q6：教員免許の申請にかかる必要書類を教えてください。**

A6：必要書類は、申請する免許種及び単位取得の方法によって異なります。

長崎県教育委員会のホームページ[教育職員免許状申請・書換・再交付・授与証明等 | 長崎県](#)に各免許種及び単位取得の方法の必要書類についてまとめておりますので、自身が該当するページをご確認ください。

**Q7：教員免許の申請にかかる手数料納入の方法について教えてください。**

A7：申請したい区分による金額（下表参照）を長崎県電子申請システムより電子決済により納入。どの申請区分に該当するかは[教育職員免許状申請・書換・再交付・授与証明等 | 長崎県](#)でご確認ください。

申請区分	手数料
授与	3,300 円
検定	5,000 円
領域追加（特支）	5,000 円
書換	870 円
再交付	1,100 円
授与証明書	400 円

**Q8：申請から交付までどのくらいの日数がかかりますか。**

A8：申請受付後概ね以下の期間で交付・発送いたします。

ただし、2月末～4月は、大学からの一括申請で込み合うため、さらにお時間をいただきますので、時間に余裕をもって申請をお願いします。

※申請受付とは提出書類に不備のない状態のものを指します。

申請区分	交付に要する期間の目安 (2月末～4月を除く)
授与	2か月
検定	2か月
領域追加(特支)	2か月
書換	2か月
再交付	2か月
授与証明書	2週間

Q9：申請後、免許状が郵送されてきましたが、受け取ることができず、返送されてしまいました。再送してもらうことはできますか。

A9：再送を希望される場合は、返信用封筒(角2号)に530円切手(簡易書く)を貼付したうえで送付ください。